

東海市農業委員会総会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和8年（2026年）2月20日（金）

開会 午後2時

閉会 午後2時18分

場 所 東海市役所（302会議室）

2 出席委員（13人）

農業委員

1番 久野光洋

2番 樋 順一

3番 坂 康彦

4番 坂 真知

5番 荒谷 知

6番 加古勝巳

7番 蟹江永規

8番 太田錦臣

9番 澤木 眞

10番 早川峰子

農地利用最適化推進委員

北地区 土方秀永

南地区 大村泰誉

南地区 井村真道

3 欠席委員（5人）

11番 小島康嗣

12番 小野直之

北地区 小野剛憲

北地区 山中正直

南地区 今津英伸

4 職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 濱田 融

統括主任 平松久知

主事 菅家健司

主事 林 美波

5 傍聴者の数

なし

6 議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

7 議 事

(久野 光洋会長 (以下「会長」という。))

それでは、ただいまから、2月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は10人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は3人です。

(会 長)

日程1「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議議席番号8番太田 錦臣委員、同じく9番澤木 眞委員を指名いたします。

(会 長)

日程2「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

(会 長)

日程3 議案第4号「農地法第3条(委員会)」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第4号「農地法第3条(委員会)」1ページについて説明させていただきます。

件数は2件で、田961㎡、畑852.20㎡、合計1,813.20㎡です。

申請番号374号は、経営規模拡大のための3条許可申請でございます。

申請番号393号も、経営規模拡大のための3条許可申請でございます。

以上です。

(会 長)

次に、荒尾地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号374号について、樋委員をお願いします。

(樋委員)

申請番号374号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号393号について、大村委員をお願いします。

(大村委員)

申請番号393号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第4号は許可することに決定いたしました。

(会 長)

日程4 議案第5号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第5号「農地法第5条(知事)」2ページを説明させていただきます。

件数は1件で、畑879㎡です。

申請番号399号は、来院患者の増加及びスタッフ増員に伴い、駐車場が不足するため、新たに駐車場を設置するものの5条許可申請です。

農地区分は、第1種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでござい

ます。

なお、資力、信用等に問題はございません。

以上です。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号399号について、坂 康彦委員お願いします。

(坂 康彦委員)

申請番号399号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第5号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

(会 長)

日程5 議案6号「農地中間管理事業法第19条の2（農用地利用集積等促進計画一括方式）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第6号「農地中間管理事業法第19条の2（農地利用集積等促進計画一括方式）」3ページから5ページをご説明させていただきます。

担当委員からの意見につきましては、今回新たに利用権を設定した395-1号及び395-2号のみいただきます。

件数は3件で、田1, 519㎡、畑1, 242㎡、合計2, 761㎡でございます。権利の種類は、全て使用貸借権でございます。

申請番号395-1号及び395-2号は、それぞれ主な栽培作物は水稲で、9年8ヶ月契約で権利を新規に設定するものでございます。

申請番号403号は、主な栽培作物はトウガンで、9年8ヶ月契約で権利を新規に設定するものでございます。

なお、「東海市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第4の1項の(1)ア」の要件を全て備えているものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号395-1号について、坂 康彦委員お願いします。

(坂 康彦委員)

申請番号395-1号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号395-2号について、太田委員お願いします。

(太田委員)

申請番号395-2号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

日程6 報告第5号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」から、日程9 報告第8号「農地法第18条(通知)」までの4件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

始めに、報告第5号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」6ページから12ページを説明させていただきます。

件数は7件で、田9,632㎡、畑13,800.56㎡、合計23,432.56㎡です。7件とも、相続により所有権を取得したもので、あっせん希望はありません。

続きまして、報告第6号「農地法第4条（届出）」13ページを説明させていただきます。

件数は2件で、田11㎡、畑445㎡、合計456㎡です。転用目的は、住宅用地1件、貸駐車場1件です。

続きまして、報告第7号「農地法第5条（届出）」14ページから15ページを説明させていただきます。

件数は、所有権移転が2件、使用貸借権が1件で、畑1,797㎡です。

転用目的は、住宅建築2件、住宅建築用地1件です。

続きまして、報告第8号「農地法第18条（通知）」16ページを説明させていただきます。

件数は1件で、田91㎡です。

賃貸人からの申出で、賃借権を解除するものです。

以上です。

(会長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会長)

他に御質問、御意見もないようですので、日程6 報告第5号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」から、日程9 報告第8号「農地法第18条（通知）」までの4件を終了いたします。

(会長)

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局主事菅家健司が作成したものを、事務局長濱田融が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 久野 光洋

署名委員 太田 錦臣

署名委員 澤木 眞